

児童扶養手当

父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

● 手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要です。申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給しており、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

● 次の場合は手当を受けることができます。

- ① 児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
- ③ 父（母）が婚姻しているとき。

※婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあ

る場合を含む。

- ④ 請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき（父（母）障害該当の場合を除く）。

手当支給月額（令和3年度（2021年度））

児童1人目	
全部支給	4万3,160円
一部支給	4万3,150円～1万180円
児童2人目	
全部支給	1万190円
一部支給	1万180円～5,100円
児童3人目以降	
全部支給	6,110円
一部支給	6,100円～3,060円

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

福祉

● ぐんぞんじですか？この手当

【特別児童扶養手当】

20歳未満で身体や知的または精神に中程度の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にあたる児童を監護している方に支給する手当です。

● 対象者／右記載の児童を監護し

ている父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方

● 手当支給月額

- ・ 1級／5万2500円
- ・ 2級／3万4970円

※次の場合は手当を受けることができます。

- ① 児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体や知的または精神に著しく重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

● 手当支給月額／2万7350円

※次の場合は手当を受けることができます。

- ① 施設に入所しているとき（ショートステイは除く）
- ② 病院に3カ月以上入院しているとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体や知的または精

神に重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給します。

● 手当支給月額／1万4880円

※次の場合は手当を受けることができます。

- ① 施設に入所しているとき（ショートステイは除く）
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、さまざまな届け出をする義務があります。「障害程度に変更があった」「住所を変更した」「所得の高い扶養義務者と生計を共にするようになった」などの場合は届け出てください。

また届け出が遅れたり届け出をしなかったりしたときは、支給されなくなる場合や手当を返還していただく場合があります。お気を付けください。

問 和歌山県福祉保健総務課

☎ 073・441・2485
・ やすらぎ福祉課（金屋庁舎）